中期目標及び中期計画について

中期目標

(法第25条)

市

- ◇ 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが達成すべき業務運営に関する目標 (期間3~5年 ⇒岡山市は4年)
 - ①法人が中期計画を策定する際の指針
 - ②法人の業務の実績を評価する際の基準
- ◇評価委員会の意見聴取・市議会の議決を経て、市長が定め、法人に指示し公表



法

人

中期計画

(法第26条・第83条)

- ◇指示された中期目標を達成するための具体的な計画
- ◇法人が定め、評価委員会の意見聴取・市議会の議決を経て、市長が認可。認可を受けた 後、法人が公表

[法定記載事項]

中期目標	中期計画
中期目標の期間	_
住民に対して提供するサービスその他の業務の	住民に対して提供するサービスその他の業務の
質の向上に関する事項	質の向上に関する目標を達成するためとるべき
	措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務連営の改善及び効率化に関する目標を達成
	するためとるべき措置
財務内容の改善に関する事項	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び
	資金計画
	短期借入金の限度額
	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとす
	るときは、その計画
	剰余金の使途
	料金に関する事項
その他業務運営に関する重要事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関す
	る事項

注:表中「法人」とは地方独立行政法人岡山市立総合医療センターを、「法」とは地方独立行政法人法を指す。